

主要国・地域におけるホログラム商標の審査基準（識別力）

参考資料 4

	米国	EU	豪州	韓国
識別力	<記載なし>	・識別力の判断は、商標の通常の使用（当該商品・サービスに係る需要者を代表する平均的な者による使用）に従ってなされるのが一般原則。	・識別力の判断は、通常の商標と同じである。	○以下の場合には、識別力が認められない。 ・ホログラム商標の場合には、提出された図面又は写真と商標説明書を通じて特定される全体的な外観（以下”ホログラム全体”という。）が指定商品の品質や用途、目的等の性質表示を直接的に表していると認定される場合 （性質表示商標） ・ホログラム全体が簡単かつありふれた表示であると認定される場合 （簡単かつありふれた標章） ・ホログラム全体が、指定商品と関連のある分野において一般的に使用され又は使用され得る表示である場合 （その他識別力がない標章）
	ドイツ	イギリス	シンガポール	台湾
識別力	・新しいタイプの商標についての識別力の判断は、通常商標に比べて厳格になされる。	・ホログラム商標の識別力は、商標に接した一般の需要者が、それが指定商品や役務の唯一の特定の出所を表示するものと認識するか否かによって判断される。 ・また、独占適応性（ほかの経済主体が商業上、当該音の使用を希望する可能性）の有無についても検討する。	・識別力の判断は、通常の商標と同じである。	・原則：ホログラム審査の重点は通常の平面商標と異なる。 ・ホログラムは多くが偽造防止安全機能に用いられており、消費者の認識もまた、同様である。したがって、ホログラムを商標として登録するには、偽造防止機能をそなえたラベル又は商品の装飾にすぎないと見ているのではないことを証明しなければならない。

主要国・地域におけるホログラム商標の審査基準（類否）

参考資料 4

	米国	EU	豪州	韓国
類否	・他人の商標との抵触については、通常商標と同様に、混同を生ずるおそれ（likelihood of confusion）の有無によって判断される。 ・混同を生ずるおそれの有無の判断については、以下の点が考慮される。（審査マニュアル TMEP1207.01Likelihood of Confusion） 1. 標章の全体の外観、称呼、観念、商業的印象の類否 2. 商品・サービスの関連性 3. 商取引経路の類否 4. 対象となる取引者の状況 5. 類似する商品に類似する標章の使用する数や特徴 6. 出願人と先行商標権者との有効な合意	・他人の商標との抵触については、通常商標と同様に、混同を生ずるおそれ（likelihood of confusion）の有無によって判断される。 ・先行商標との類否判断は、職権では行っておらず、異議申立がなされた場合に判断される。	・類否判断は、通常の商標の場合と同様である。 ・商品・サービスを扱う一般の需要者が受ける全体的な印象によって、判断される。 ・具体的な類否の判断手法については、審査基準に記載がなく、ケースバイケースで判断される。	・2012年3月改正の審査基準において、商標の類否の観察方法は、通常の商標及び新しいタイプの商標のいずれも、全体的、客観的、離隔的観察を原則とするが、商標の構成中、印象的な部分（要部）について重点的に比較することとし、原則として商標の称呼、外観、観念のいずれかが類似して、取引上、商品出所の誤認、混同のおそれを生ずる商標は、類似とみている。（審査基準第21条③）
	ドイツ	イギリス	シンガポール	台湾
類否	・先行商標との類否に関しては、通常の審査段階では審査されず、登録後に第三者から異議申立てがあった場合にはじめて審査官によって判断される。 ・類否判断の基準は、通常の商標の場合と同様である。	・先行商標との類否に関しては、通常の審査段階では審査されず、登録前に第三者から異議申立てがあった場合に審査官によって判断される。 ・類否判断の基準は、通常の商標の場合と同様である。	・類否判断は、通常の商標の場合と同様である。	<記載なし>